⑵　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先　〒105―8453 東京都港区虎ノ門３－５－１　虎ノ門37森ビル　独立行政法人中小企業基盤整備機構　財務部　細谷　敬弘　電話03―5470―1507　ＦＡＸ03―5470―1512

⑶　入札説明会の日時及び場所　令和４年10月13日（木）14時00分　中小企業基盤整備機構　２階　２Ｃ会議室

入札説明会に参加を希望する者は、令和４年10月12日（水）17時00分までに上記３⑵の場所にＦＡＸ chotatsu@smrj.go.jpへの電子メール（入札件名、会社名及び出席者明記のうえ（形式自由））により申請すること。なお、感染症予防対策の一環として、参加者は各社１名に限るものとし、マスク着用のうえ、説明会場入室時の検温に協力すること。

⑷　入札書の受領期限　令和４年12月12日（月）17時00分（必着）

⑸　開札の日時及び場所　令和４年12月13日（火）14時00分　中小企業基盤整備機構　２階　２Ｌ会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札書及びその他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　企画（技術）評価と価格による評価の合計得点が最も高い者を落札者とする。いわゆる総合評価落札方式。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　その他　本件は令和４年５月19日公告案件の再調達である。詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuto Yoshikawa, General Manager, Financial Management＆Accounting Department, Organization for Small＆Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN

⑵　Classification of services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Procurement of renewal duties for Mutual Aid server and network system of SME Support JAPAN in FY2022, 1 set

⑷　Fulfillment period : From day of contract start date through November 30, 2025

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 2 and 3 of the Detailed Regulations for the Application of Accounting Regulations by Organization for Small＆Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN

②　Not come under the category of anti-social forces defined by Article 2 of the Regulations for Corresponding to Anti-Social Forces by Organization for Small＆Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN (Regulation 22, Item 37)

③　Have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders by Organization for Small＆Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN for FY 2020, 2021 and 2022, “Manufacture of products : Computers and peripheral equipment”, “Sale of products : Computers and peripheral equipment”, “Provision of service : Information literacy”, “Provision of service : leasing”, “Provision of service : Development of software”, “Provision of service : Other”. Furthermore, when owning a unified qualification for all ministries and government offices, and is ranked A, B or C the applicant may use that qualification to compete in the bid

④　Regarding other matters, see the bid instruction manual

⑺　Reception period of tender form : 5 : 00 PM December 12, 2022

⑻　Contact Point for the notice : Takahiro Hosoya, Financial Management＆Accounting Department, Organization for Small＆Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN Toranomon No.37 Mori Building, 3―5―1, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8453, Japan. TEL 03―5470―1507 FAX 03―5470―1512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年９月30日

契約責任者　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　前川　秀和

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第23号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　76

⑵　購入等件名及び数量

（件名）磁気カード通行券印刷単価契約

（数量）155,330,800枚

数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

⑶　調達件名の特質等　仕様書による。

⑷　納入期間　令和５年１月４日から令和６年12月27日

⑸　納入場所　仕様書による。

⑹　入札方法

①　入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。

②　消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。

2　競争参加資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

⑴　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役